

参考資料（おもな国庫補助等の概要等）


- 小規模多機能型居宅介護
- 基準該当短期入所生活介護（高齢者）
- 基準該当生活介護、基準該当短期入所（障害者）
- 運営費及び施設設置等に対する財政支援
- 介護基盤緊急整備等臨時特例基金
- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
地域介護・福祉空間整備推進交付金
- 地域型保育・子育て支援モデル事業
- 一時預かり事業
- 放課後児童クラブ

小規模多機能型居宅介護の概要

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。

小規模多機能型居宅介護事業所

利用者の
自宅



様態や希望により、
「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。

どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。

在宅生活の支援

「通い」を中心
とした利用

様態や希望により、
「泊まり」

《利用者》

- 1事業所の登録定員は25名以下
- 「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内
- 「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内

《人員配置》

- 介護・看護職員
日中：通いの利用者3人に1人
+訪問対応1人
夜間：泊まりと訪問対応で2人(1人は宿直可)
- 介護支援専門員1人

《設備》

- 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ
- 泊まりは4、5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

○要介護度別の月単位の定額報酬

基準該当短期入所生活介護について（高齢者）

基準該当サービスとは

- 基準該当サービスとは、介護保険法令に規定する指定居宅サービスの要件（人員・設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、厚生労働省令で定める一定の基準を満たすサービスをいう。
- 基準該当居宅サービスに係る介護報酬については、
 - ① 市町村が「必要があると認めるとき」に支給できるものとされ、
 - ② その額については、厚生労働大臣が定める介護報酬の額を基準として市町村が額を定めることとなっている。

指定短期入所生活介護と基準該当短期入所生活介護の比較（異なる部分のみ抜粋）

		指定短期入所生活介護	基準該当短期入所生活介護
従業者	医師	1人以上	不要
	生活相談員	①常勤換算方法で利用者100人に1以上 ②1人は常勤（利用定員20人未満の併設事業所は除く）	1人以上
	介護職員 又は 看護職員	①常勤換算方法で利用者3人に1以上 ②それぞれ1人は常勤（利用者定員20人未満の併設事業所は除く）	常勤換算方法で利用者3人に1以上
	栄養士	1人以上（利用定員40名以下で他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要）	1人以上（ <u>利用定員に関わらず、他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要</u> ）
利用定員等		（1）20人以上（特別養護老人ホームの空床を利用する場合は20人未満に出来る）	利用定員は20人未満とする
		（2）併設事業所は20人未満に出来る	
設備等		廊下幅は1.8メートル以上（中廊下の幅は2.7メートル以上）	車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅
居室面積		1人当たり10.65㎡	1人当たり7.43㎡

※ 基準該当ショートは指定通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならない。

基準該当生活介護・基準該当短期入所の概要（障害者）

	概要	主な基準
生活 介護	介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ①従業者：基準該当生活介護を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護の利用者数とした場合に、当該指定通所 介護事業所として必要とされる数以上 ②設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記合計数で除して得た面積が3㎡以上 ③その他：生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ①従業者：基準該当生活介護及び特区により提供する自立訓練を受ける利用者数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上 ②設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること ③その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当小規模多機能型居宅介護とみなされる通いサービス及び特区により提供する自立訓練とみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、25人以下（通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内）
短期 入所	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において短期入所が提供されていないこと等により短期入所を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ①設備等：個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、概ね7.43㎡以上 ②その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当小規模多機能型居宅介護とみなされる通いサービス及び特区により提供する自立訓練とみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、25人以下（宿泊サービスの利用定員は、登録定員の3分の1から9人までの範囲内）生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

運営費及び施設設置等に対する財政支援

1 運営費

○介護保険サービス

(小規模多機能型居宅介護・通所介護・短期入所等)

→ 介護報酬

○障害福祉サービス

(生活介護・短期入所等(基準該当含む))

→ 自立支援給付

障害児通所給付

○地域型保育・子育て支援モデル事業 → 安心こども基金

※ 借上料も「地域型保育・子育て支援モデル事業」の補助対象。

私立保育所

→ 保育所運営費負担金

一時預かり事業 → 子育て支援交付金

放課後児童クラブ → 放課後子どもプラン推進事業費補助金

○その他(被災地の高齢者、障害児者、児童の総合相談や地域交流等に係る事業費)

→ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金

(地域支え合い体制づくり事業)

2 施設設置

(1) 整備費補助

- 小規模多機能型居宅介護
 - 介護基盤緊急整備等臨時特例基金
- 地域型保育・子育て支援モデル事業実施施設、私立保育所、一時預かり事業、放課後児童クラブ
 - 安心こども基金
 - ※ 地域型保育・子育て支援モデル事業、一時預かり事業、放課後児童クラブについては、「子育て支援のための拠点施設整備事業」の活用が可能。（公設の場合に限る）
 - ※ 保育所と一体的に整備する場合には、「保育所緊急整備事業」より、一時預かりスペースや放課後児童クラブ室の整備が可能。
 - ※ 復興計画などに基づき子育て関連施設を複合化・多機能化する場合は「保育所等の複合化・多機能化推進事業」の活用も可能。
- 地域交流スペース・防災拠点スペース
 - ・ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（市町村提案事業）

(2) 設備補助

- ・ 共生サービスを行う事業の設備整備は、地域介護・福祉空間整備交付金の対象。
- ・ 福島県における子どもの遊具は、安心こども基金の対象。

(3) 融資

- ・ 社会福祉法人が設置主体の場合は、福祉医療機構の福祉貸付の対象

介護基盤緊急整備等臨時特例基金の概要

(1) 概要

各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金により、地域の介護ニーズに対応するための特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの整備に対する支援等を実施する。

(平成21～23年度までの支援 → 基金の実施期限を24年度まで1年延長)

(2) 助成単価

○ 介護基盤の緊急整備等特別対策事業

施設種別	助成単価	(参考)従来交付金単価
小規模特別養護老人ホーム(※)	200～400万円/整備床数	200万円/整備床数
小規模ケアハウス(※)	200～400万円/整備床数	200万円/整備床数
小規模老人保健施設(※)	2,500～5,000万円/施設数	2,500万円/施設数
認知症高齢者グループホーム(※)	1,500～3,000万円/施設数	1,500万円/施設数
小規模多機能型居宅介護事業所(※)	1,500～3,000万円/施設数	1,500万円/施設数
(新)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	500万円/施設数	-
(新)複合型サービス事業所	2,000万円/施設数	-

【※の施設は上記の範囲内で都道府県が設定】

○ 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業

施設種別	助成単価
特別養護老人ホーム及び老人保健施設	○スプリンクラー設備 ・1,000㎡以上の平屋建て (17千円/㎡) ・1,000㎡未満 (9千円/㎡)
認知症高齢者グループホーム	
軽費老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	○自動火災報知設備(※) 1,000千円/1施設 ○消防機関へ通報する火災報知設備(※) 300千円/1施設
養護老人ホーム	
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	(※)については、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所のみ
小規模多機能型居宅介護事業所	

○ 認知症高齢者GH等防災改修等特別対策事業

施設種別	助成単価
認知症高齢者グループホーム等防災改修事業	
小規模特養・老健・ケアハウス	13,000千円 / 施設数
認知症高齢者GH・小規模多機能他	6,500千円 / 施設数
既存の特養等のユニット化支援事業	
「個室→ユニット化」改修	1,000千円 / 整備床数
「多床室→ユニット化」改修	2,000千円 / 整備床数

(3) 助成の流れ



(4) 事業規模

合計約3,323億円
(平成23年度第3次補正予算後)

・平成21年度第1次補正:約2,495億円
 ・平成22年度第1次補正:約502億円
 ・平成23年度第1次補正:約70億円
 ・平成22年度予備費:約137億円
 ・平成23年度第3次補正予算:約119億円

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成24年度予算

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 44億円

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 13億円

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業整備計画分)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① **市区町村全域を単位として**、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「**先進的事業等整備計画**」を策定することができる。

※なお、政令指定都市分については、平成24年度より一括交付金化され、「**地域自主戦略交付金**」(内閣府所管)により対応。

【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **緊急ショートステイ整備事業**：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案型事業**：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- **小規模な養護老人ホーム整備事業**：低所得高齢者の住まい対策として、要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。

算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付。

整備区分	単位	配分基礎単価
軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,500千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2,000千円